

未来

郵政産業ユニオン
PIWU

全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 4091
20年9月29日(火)
Tel・Fax 095-828-1953

戦後史の画をなす 労契法裁判判決！

おはようございます。

今月、郵政の労契法二十条裁判（東西と佐賀）が、最高裁での弁論を終えて、判決は十月十五日となった。提訴から六年半、いよいよ判決だが、これは歴史的な判決となる。

今度のこの裁判の判決も、日本社会の非正規労働者だけでなく、働く人全体へ及び、大変重要なものとなる。これら歴史を正しくつづけるために、この判決を正しく伝える。



順にい
え、一
が、一
九
七
七
年
五
月
四
日
の
全
通
名
古
屋
中
郵
判
決、
ス
ト
へ
の
刑
事
罰
合
憲
論
で
あ
る。

二が、二〇〇三年十二月二三日の国鉄分割民営化のJR不採用事件での「JRに責任なし」「不当労働行為容認論」とした判決だ。そして三が、この十月に出る郵政の労働契約法二〇条裁判の最高裁判決である。

以下順に説明したい。

一 全通名古屋中郵判決である。全通のストに刑事罰を科すことは是非では、一九六六年、最高裁は全通東京中郵

事件で全員に無罪判決を出していた。これを最高裁大法廷が、一九七七年に名古屋中郵事件で判例を変更し、刑事罰を合憲としたのだ。

これで全通や国労、総評が目指したスト権奪還も法的には不可能となり、闘いは敗北する。その結果、たまたか総評も力を失い、一九八九年に解散し、協調派の連合と変わったスト権奪還が幻に終わった瞬間が、この最高裁判決にあったことは間違いない。

二が、二〇〇三年十二月二二日の国鉄分割・民営化でのJR不採用の不当労働行為容認の判決である。

国鉄改革で、国労などの労働者はJRにも採用されず、一〇四七名が解雇された。

国労などはJRの採用差別II不当労働行為を労働委員会へ提訴し

た。労働委員会はすべて国労の言い分を認めたが、最高裁はJRに法的責任はない、という判決を五人の裁判官の三対二の僅差で出した。

違法な不当労働行為を国策

の国鉄改革であるという理由で、法も正義も放棄した最高裁の姿があった。

歴史に「もし」はないが、もしこのとき、一人の裁判官が、JRの責任を認めていたなら、以降の国鉄解雇方式は不当な解雇であり、法律違反であるとなり、国労や解雇者は負けなかったし、総評などの日本労働運動も苦境にはならなかったと思う。

そして三が、今回の十月十五日の郵政労契法二十条裁判の最高裁の判決である。すでに高裁などではいくつかの手当などを認めているが、大事な賃金や賞与などでは認めない判決も出ている。（大阪

医科大学判決では認め

た。それを今回、最高裁が手当、休暇などを認めないならば、この非正規社会は永久に固定化される、日本の非正規社会では重大な曲がり角になる。



この問題は労組から

みではない。職場の一人一人の、弱い立場の労働者の苦しいうめき声が聞こえる裁判闘争である。連合時代のいま、国と資本は直接労組の権利を攻撃せずに、それを飛び越えて、現場の非正規労働者へ攻

撃をにかけている。結果、労組は安泰で、正社員も当面生きていける協調の時代と映る。

そこで、改正労契法の経過を見る。民主党政権時代の二〇一二年に出来た改正労契法は、二〇条の不合理な格差の禁止。十八条が五年超者の無期雇用への転換。十九条が雇止め禁止の三の法だった。

当時、経団連は、自由契約という社会の原則に、国が契約の前身まで口出しするのは許されない、として、最初、十八条（無期転換）の廃止を求めた。



しかし、格差に怒る人の二十条裁判が多発すると、国はこの二十条を今年四月から廃止した。（非常に怪しからんことであるが）経団連のネライは、非正規制度の維持で、格差容認なのであり、その標的は改正労契法の廃止なのである。これは許されないことはいうまでもない。

そこで、この今回の判決次第では、次は正社員の非正規化時代が必ず到来する。労組がたたかわないとき、資本が攻撃で手を緩めることはなく、これがさらに鋭くなる。これが歴史の現実なのだ。これが

最後に労働と法について、安倍内閣の「働き方改革」の提唱者として有名な東大の水町勇一郎教授の言葉を引用したい。

彼はその著「労働法入門」で、「正社員として働きたいが職がないため、有期契約で働き、悩んでいる人など、深刻な労働問題に直面している人のために、救いの手を差し伸べるのが労働法の重要な役割である」と書いている、国側（？）の彼ですら労働法の存在感を危惧しているのだ。

法とは、弱い人の立場に立ち、憲法にいう基本的人権を保障するものでなければならぬ。国ため、会社のために、働く人が貧困と格差に甘んじることを、法で強制することは許されない。



戦後史の中でも画をなす郵政労契法二〇条裁判に、必ず勝利しよう。

期間雇用パート労働者の皆さん！ 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望を主眼の正社員化を。ゆがみ、均等待遇を、なげき差別。ユニオンは労働法裁判に勝利しよう。